

③ 皆さんの意見をお聞かせください ～パブリック・コメント手続き制度～

次の案件について、パブリック・コメントを行います。「パブリック・コメント手続き制度」は、市の主要な施策や事業の立案を行う際に、案を広く公開し、意見や情報をできる限り反映させる制度です。実施期間中は市公式ホームページ、市役所本所・各支所、各公民館、各図書館で案を閲覧できます。(市ホームページ⇒「パブリック・コメント」で検索)

皆さんのご意見、ご提案をお聞かせください。

案件名 障がい者等の情報取得及びコミュニケーション環境の向上に関する条例(案)

案の趣旨

人が社会の中で生活するには、情報取得やコミュニケーション等による意思疎通は欠かせないものとなっています。障がい者がその特性に応じ容易に情報を取得できるとともに、多様なコミュニケーション手段の選択および利用の機会が確保される環境の向上に向けて地域全体で市民や事業者、行政の連携協力のもと推進するため、条例を制定します。

提出先・問 社会福祉課(内線 151) 〒309-1792 笠間市中央 3-2-1
FAX 0296-77-1162 メール info@city.kasama.lg.jp

案件名 笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例(案)

案の趣旨

行政区の活動活性化を推進するために、市民の行政区への加入および行政区活動への参加を促進するとともに、基本理念並びに市民、行政区、事業者等および市の役割を定めることにより、誰もが共に支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とし、条例を制定します。

提出先・問 総務課(内線 206) 〒309-1792 笠間市中央 3-2-1
FAX 0296-78-0162 メール info@city.kasama.lg.jp

意見の提出方法 窓口で直接または郵便、FAX、メールで提出してください(書式自由)。

※いただいたご意見は、市からの回答とともに市ホームページに掲載します。

意見募集期間 12月23日(木)～令和4年1月17日(月)

④ 特設無料人権相談を開設します

問 社会福祉課(内線 157)

日頃の生活の中で起こる人権に関わる困りごとを解決に導くための相談です。

相談は、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が担当します。相談内容についての秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

※新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで実施します。また、感染状況により中止することがあります。

【弁護士相談について】

午後1時から弁護士も相談に応じます。相談時間は1件30分以内です。相談される方は、午前の部で人権擁護委員と内容を整理したうえでご相談ください。

日時 令和4年1月19日(水) 午前10時～午後3時 最終受付：午後2時30分

場所 地域福祉センターともべ(笠間市美原 3-2-11)

**家庭ごみは地域の集積所へ。
処理場への持ち込み削減にご協力ください。**